議案第172号

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一 部を改正する条例の制定について

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を 改正する条例を次のように定める。

平成27年11月25日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一 部を改正する条例

(さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の一部改正)

第1条 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例(平成27年さいたま市条例第43号)の一部を次のように改正 する。

第5条の改正を次のように改める。

(期末手当)

第5条 [略]

2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在(12 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、 辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終 了した日現在) において前項に規定する者が受け るべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月 に支給する場合においては100分の147.5、 12月に支給する場合においては100分の16 7. 5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の 期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得 た額とする。

 $(1)\sim(4)$ 「略]

「略] 3

(期末手当)

第5条 「略]

前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、 辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終 了した日現在) において前項に規定する者が受け るべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月 に支給する場合においては100分の140、1 2月に支給する場合においては100分の155 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額と する。

 $(1)\sim(4)$ 「略]

「略]

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
1 この条例は、さいたま市議会の議員の議員報酬、	1 この条例は、別に条例で定める日から施行する
期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改	
正する条例(平成27年さいたま市条例第 号	
<u>)の施行の日</u> から施行する。	
2 この条例による改正後のさいたま市議会の議員	
の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例	
(以下「改正後の条例」という。)第5条第2項	
の規定は、平成27年12月1日から適用する。	
(期末手当の内払)	
3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、	
この条例の規定による改正前のさいたま市議会の	
議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する	
条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改	
正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。	(
(委任)	(委任)
4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関	2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行
し必要な事項は、市長が別に定める。	に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改 正)

第2条 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成13年さいたま市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在(2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在(
前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、	前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、
辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終	辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終

了した日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 「略]

了した日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 「略]

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。